

奈良・平安時代に於ける漏刻と昼夜四十八刻制

厚 谷 和 雄

はじめに

我が国の文献にみることのできる漏刻に関する記事は、当時皇太子であつた天智天皇自身の手により創造されたことを記す『日本書紀』⁽¹⁾齊明天六年夏五月是月条を初出とする。従つて、我が国に於ける漏刻の製造・使用の起源もこの齊明天年に求めらるべきであろう。そして、この漏刻が以後の奈良・平安の両時代を通じ、唯一の公的計時器具として我が国時刻制度の中心的位置を占めたものであったこともまた事実である。

この古代日本に於いて唯一の公的計時器具として使用された漏刻はどのような時刻法に基づき、またどのような構造を有するものであったろうか。平安時代の時刻法については具注曆に於ける日の出入時刻の記載や、延喜陰陽式などの記載の検討から一日を十二等分し、この十二の各区分に十二辰を配当し、この一辰刻を四刻に、さらに一刻を一〇分に分割するという定時法に基づく昼夜四十八刻制の一般に使用されていたことが明らかにされているが、この時刻法が何時頃から使用され、また如何にして考案されたものなのか、それは日本独自のものであったのかなどという時刻法の起源を始めとして、奈良・平安の両時代に於ける漏刻の実体については未だ明確にされてはいないようである。

一、漏刻と昼夜四十八刻制

昼夜四十八刻制の起源は日本古典文学大系『書紀』の校注者が考えているように天智朝迄遡るものと考えられる。『書紀』天武十一年（六八二）九月庚子の条には「四刻而」と語が使用されており古訓にはこれを「トキノヲハリニシテ」と訓んでいる。従つて、校注には「二時間ばかりでの意。剋は刻に同じ、当時は一日を十二の時（とき）、一時を四つの刻に分かつ制であった。四刻で一時（いっとき）、すなわち二時間」とあり、この「四刻」を延喜式等の記載によって知られる昼夜四十八刻制に基づくものと解釈している。当時すでに十二辰刻法が使用されていたことは明らかであつて、問題は中国の場合と同様に昼夜百刻制を基本とするものであったのか、あるいは日本独自の時刻法と考えられる昼夜四十八刻制を基本とするものであったのかということである。卑見は以下のような理由から、我が国に於いては中国のような昼夜百刻制は一般に実用されることなく、最初から昼夜四十八刻制が実用されたのであり、その起源は前述の齊明天年製造の漏刻に求めらるべきであると考える。『書紀』などの記載により夙く我が国に於いては、中国に於いて一般に使用されていた不定時法に基づく一日を十二の時刻に分割し、それを平旦以下の十二の名称あるいは十二辰を以て称する時刻法が自然と輪

入され一般の間に定着していたことが考えられる。そして、この十二辰刻法と昼夜百刻制の融合を計ることが非常に困難であり、それを漏箭を使用して示すには四十八本あるいは二十五本というように多数の漏箭を使用するという、複雑な漏箭の使用を伴わなければならなかつた。⁽³⁾従つて、十二辰刻制の人々の間に定着していた日本に於いて、新たにこれらの辰刻を構成し、また細分する辰刻あるいは刻を当時としては最も正確に、そして機械的に計ることのできる漏刻を造ろうとする時に、右のような昼夜百刻制使用に伴う困難が問題となり、また考慮されたであろうことは当然想像されることである。

ところで漏箭の使用に関連して広瀬秀雄博士の説に触れて置かねばならない。⁽⁴⁾博士は漏刻の原理に触れ「漏刻は一定時間内に流れる水量は一定であるとの原理によつて、その流水量によって、定時法による一定時間の経過を測り得るものであることは間違つていい。しかし、そのような使用法を実行したかどうかに問題がある」と述べられ、さらにその中国に於ける昼夜漏などの称呼や、人間の持つた時刻観念としては日出・日没・正午等の自然時点により不定時法が早く成立していだと考えられることなどから、不定時法を「保守、管理する器具として漏刻が発明されたことは疑い得ないことであらうから、漏刻は本来不定時保守用のもの」と述べられている。確かに、一部の簡易な漏刻には不定時保守用のものとしか考えられぬ性格を有するものも存するが、今対象とする漢代以来、少なくとも唐代に於いて公的に設備されていた漏刻については、やはりその基本は定時法であったと考えずにはおられないと。博士も指摘されている通り、漏刻に於ける多数の漏箭の使用は不定時法を示すためのものであった。しかし、この多数の漏箭の使用が不定時法表示のためであつたからといって、直ちに漏刻が本来不定時保守用のものであつたとは認め難い。すなはち、漏刻自身が本来不定時保守用

のものであつたのではなく、多数使用されていた漏箭こそが不定時保守用のものであつたのである。

中國に於いては、前漢の建平二年それ迄の時刻法を改め一日を百二十刻に等分する時刻法が採用され、梁の天監六年（五〇七）には、昼夜百刻を十二辰に配するため昼夜九十六刻の制に、次いで大同十年（五四四）昼夜百八刻の制に改められている。⁽⁸⁾この時刻法に加えられた改変は、本来自然時点（不定時法）に基づき一日を十二の時刻に分割する時刻法と、定時法に基づく昼夜百刻制との融合を計るためになされたものと考えられるのであり、それは杜預の『集解』⁽⁹⁾にみるような一日を十二の名稱あるいは十二辰を以て分割する時刻法が、人々の実生活の面より形成されたというその性格故に一般の間に根強く使用されていたため、純粹に天文学あるいは曆学上の必要から形成された昼夜百刻制に変改を加えて迄も、その融合が計られるに至つたものと推測されるのである。

このように、中國の社会に於いても一般的には不定時法の根強く使用されていたことが考えられるが、同時に漏刻が本来定時法である昼夜百刻制に基づき形成されたことも推測されるのはなかろうか。その昼夜百刻制に加えられた数度にわたる改変も、この定時法に基づく漏刻を以て不定時法である十二辰刻法を表示する便宜のために行われたものと解すべきである。また、この改変が長続きしなかつたこと 자체その基づくべき漏刻とともに百刻制の重要性をも物語るものであらう。従つて、漢代以来多数の漏箭が使用されたことの理由は、前述の如きその成立の事情を異にする時刻法が漏刻という当時に於ける最も正確に時刻を計る器具に集中され、互いの融合が計られたことに求めらるべきではなかろうか。なお、博士は『都氏文集』に收められる「漏刻」と題する文中に「反覆其二十三箭」とみえることから、日本に於いても漏刻に多数の漏箭の使用されていたことを述べておられるが、この記載は当時に於ける

漏刻の実体を述べたものではなく、単に漢籍などにより形成された知識に基づく文飾と考えられなくもない。従って、後述の如きその成立の事情から推して日本に於ける漏箭の使用は二十四節氣を通じて一本であり、漏箭の使用が一本であるからこそ定時法であったと考るものである。⁽¹¹⁾

ところで、当時の中国に於いて宮中に於ける時刻報知や太史局に於ける天文観測のために使用されていた精密な漏刻に、なぜ四十八本の箭が使用されているのかという理由の正しい理解が果して当時の日本に於いてなされることが可能であつたろうか。江戸時代の文化から天保にかけ、伊勢神宮の祠官として活躍したという蘭田守良の『新釈令義解』には

天武紀に四寇を止岐乃乎和利と訓り、古へは一時を四寇として昼夜十二時を四十八刻と定めんかし。
四寇を時終とすれば漢制箭四十八も此にかたとれるならん。

と昼夜四十八刻制の使用されていたことを述べ、さらに漢制に四十八本の漏箭が使用されていたのはこの昼夜四十八刻制によつたものであろうと推測している。その漢制とは前の部分に

賈達云、漢法、以_レ器盛_二四十八箭、箭各有_レ刻、以_レ壺盛_レ水、懸_二于箭_一上節而下_レ之、水水淹_二一刻、則為_二一刻、四十八箭者、蓋取_二倍_一十四氣也とあり、

とある『周礼』夏官挈壺氏条鄭註に施された賈公彥の疏を指すものである。菌田守良が四十八刻に四十八箭を即座に結び付けてしまつたようろう。菌田守良が四十八刻に四十八箭を使用する理由を正しく理解することは、實体を知らぬ者にとって非_レ常な困難を伴うものであつたろう。従つて、我が國に於いて漏刻が製造されたとしてもそれを実用に供することは、たとえ正しく理解するに、四十八箭を使用する理由を正しく理解すること、たとえ正しく理解されたとしてもそれを実用に供することは、實体を知らぬ者にとって非_レ常な困難を伴うものであつたろう。

の配當に於いて、昼夜百刻制に比し容易であることが注目され、ここに全く日本独自の昼夜四十八刻制が形成されるに至つたものではなかろうか。とすれば、我が國に於ける漏箭の使用は一本であり、その漏箭の使用が一本であればこそ我が國に於ける昼夜四十八刻制は定時法に基づくものであつたとも推測されるのである。

さて、右のような人間の過誤を予測する卑見は別に措くとしても、昼夜四十八刻制が大宝律令成立以前すでに一般の間にかなり定着していたことが考えられる。養老公式令百官宿直条には内外百官の本司に於ける宿直についての規定を見る事ができるが、同条集解には

或云、（中略）問、律云、在_レ官、応_レ直不_レ直、応_レ宿不_レ宿者、各答廿者、是知、宿直是_二也、未_レ知、日夜各分番歟、得_二日夜冊八寇内同人歟、或云、日夜是同人也、然則、日直人其夜即宿耳、

とあり、「或云」以下の問答中に「律云」として職制律在官応直不直条の一部が引かれているが、さらに続けられた質問の文中に「日夜冊八寇」の語がみられる。この「日夜冊八寇」の語が律条引用の直後にみられるということは、この「日夜冊八寇」の語の背後に、該当する日本律条文は欠佚して今日伝わらないが、『唐律疏議』（卷六名例）に

諸詔_レ日者以_二三百刻_一、計_二功庸_一者從_レ朝至_レ暮、役庸多者、雖_レ不_レ滿_二日_一皆併_レ時率_二之_一とある唐律の「称_レ日者以_二三百刻_一」に該当する日本律の条文が多分に意識されていることが推測されるのではないだろうか。すなわち、この唐律の疏に

疏議日、職制律、官人無_レ故不_レ上、一日笞二十、須_下通_二昼夜百刻_一為_レ坐、

とあるように、律条等に規定されている一日は、原則としてこの「称_レ日者以_二三百刻_一」の規定に基づいて解釈される。従つて、前掲の百官宿直条集解の問答中に引かれる「日夜冊八寇」の語もまた、今日欠佚した日

本律の該当条文に存在したと考えられる「凡称「日者以三冊八尅」」の規定に基づき記載されたものではなかつたろうか。それは大宝律令制定の段階に於いて、當時一般にかなり定着していた昼夜四十八刻制に基づき、唐制に変改を加え規定されたものと考えられるのである。¹³⁾

二、奈良・平安時代の漏刻

右のような起源を有する漏刻は大宝律令の成立以来、果して陰陽寮漏刻所の他には一体如何なる官司に如何にして設備されていたものであるか。『続日本紀』宝亀五年（七七四）十一月乙巳条には

乙巳、（中略）陸奥国言、大宰、陸奥、同警不虞、飛駆之奏、
當記時尅、而大宰既有漏尅、此國獨無器者、遣使置之、

とあり、宝亀五年以前に漏刻とそれに伴う職員が大宰府に設置されたこと、そしてこの時新たに陸奥国にも漏刻とそれに伴う職員の置かれたことが知られるが、この記載に依る限り、漏刻は中央の他には大宰府と陸奥国以外には設置されていなかつた。當時大宰府以外の諸国にも漏刻が設置されていたのなら、陸奥国が殊更に大宰府との職掌上の同質性を強調する必要はない。また『延喜式』によれば守辰丁はこの大宰・陸奥以外の地方諸国に設置されていたとは考えられない。宝亀五年以前より漏刻の設備されていた大宰府は、白村江敗戦（六六三）以来朝鮮半島南部に於ける地歩を失い、九州を國家防衛の最前線として認識せざるを得なくなつた當時の政府により防禦施設の整備・強化が計られると同時に、天智朝以来の律令国家建設に伴う律令法典の整備を通じて西海都城大宰府条の記載により知られる大宰府の官人構成は中央の朝廷機構を縮小模倣したもののが如くであり、それは正に「遠乃御朝廷」の名を以て呼

ばれるに相応しいものである。また、右のような大宰府の特殊性は職掌の面からも窺えるのであって、同条の帥の職掌中には特に「蕃客、帰化、餐讌」と外交に関する職掌が規定されている。このように、大宰府が西海道総管府として「遠乃御朝廷」と称されるに相応しい官制を有し、また大陸との交渉の窓口として外交に関することもその職掌とすることは、蕃客に対する威儀の面からも、また管内九国三島に君臨する行政としての威儀の面から考へても漏刻が設備されるに何等不思議とすることではない。従つて、この大宰府の漏刻は大宝律令編纂の段階に於いてすでに設備されることが計画されており、その施行に伴い夙くから大宰府に設置され、府廓域への漏刻に基づく時刻報知が行われていたものと推測される。このように、奈良時代に於いては恰も蝦夷征伐の行われた宝亀五年、新たに漏刻が陸奥国に設置されたことが知られる外は、中央の陰陽寮と大宰府に大宝律令施行の当初より漏刻の設備されたことが知られるばかりであつて、その他の諸国に漏刻や守辰丁の設備されたことを明確に示す史料をみることはできない。

平安遷都が行われた後も漏刻は中央の漏刻とその鐘楼など関連設備が平城京から平安京へと場所を変えただけで、漏刻は依然として陰陽寮と大宰府、そして陸奥国の三カ所にのみ公的に設備されていたが、清和天皇の貞觀十三年（八七一）八月に至り陸奥国と並ぶ辺要の地である出羽国にも漏刻の設備されたことが知られる。¹⁵⁾この貞觀十三年に於ける出羽国への漏刻の設置は如何なる理由に基づくものであろうか。貞觀十三年よりは二十年程以前に当たる嘉祥四年（八五一）二月二十一日の太政官符には、すでに出羽国に陰陽師の設置されていたことがみえている。そして、出羽国がこの陰陽師設置を請うに当つては、すでに陰陽師の設置されている陸奥国と如何に多くその置かれていた状況が類似しているか

て大宰府との間にみられる「同警不虞」という類似性を強調したと同様の考え方に基づくものなのである。また、元慶六年(八八二)九月二十日⁽¹⁷⁾の太政官符には「軍団之用ト筮尤要、漏刻之調亦在其人、而自昔此府無陰陽師」とあって、陰陽師が漏刻のことも職掌としていたことが述べられている。果して、陸奥国の解に述べるように陰陽師が漏刻のことともその職掌の一部とするものであつたら、出羽国に於いては嘉祥四年以来漏刻に関する知識を有する陰陽師が設置されていたことが述べられている。果して、陸奥国の解に述べるように陰陽師が漏刻のことともその職掌の一部とするものであつたら、出羽国に於いては漏刻が何時設置されてもよい状況にあつた。さらに、桓武朝以来の蝦夷経略によつて一応の安定は得られていたものの、出羽国府の官人達の間に前述の嘉祥四年の太政官符に引かれる國解に「辺要之事備予為レ本、不虞之儲知機為レ先、此国与_ニ陸奥_ニ共為_ニ辺戎」と述べられてゐるような辺戎としての不安の存していたことも認めらるべきである。事実、七年後には出羽俘囚の乱(元慶の乱)が起つてゐる。このように、出羽国に於いては桓武朝の經略によつて得られた一応の安定の下に国内の整備が進められてはいたものの、そこには辺戎としての緊張と不安が同居していた。従つて、貞觀十三年に至り出羽国に設置された漏刻は右のような出羽国の状況を背景とし、宝亀五年の陸奥国と同様の理由を以て設置されたものであろう。

以上のようすに齊明天子、當時皇太子であつた天智天皇自身の手により創造されて以来、天智十年その近江令の施行に伴い新たに設けられた漏刻台に置かれ、大津京内への時刻報知のために使用されるなど、唯一の公的計時器具として奈良・平安の両時代を通じ我が国時刻制度の中心的存在であったと考えられる漏刻は、中央に於ける陰陽寮を除けば、大宝律令の施行と共に設置されたことの推測される大宰府、そして『続日本紀』・『三代実録』の記載により設置されたことが知られる陸奥・出羽国と、その公的に設備されていたことの知られるものは僅かに三カ所に

過ぎない。その上、これら漏刻の両時代に於ける使用の実体についても、その中央すなわち陰陽寮に於ける場合を除いては殆ど知り得ない。すなわち、大宰府及び陸奥国の場合には、漏刻保守のため守辰丁各六人の設置されていたことが知られるのに対しても、出羽国に於ける漏刻に關わる記載は『延喜式』に何等見当たらないのであり、果して出羽国に守辰丁の設けられたや否やさえ明確にすることを得ない。さらに、『延喜式』にその守辰丁の設けられていたことがみえる大宰府についても、『中右記』大治二年三月二十日条に「抑陰陽寮鐘已焼破畢、件鐘在_ニ太宰府_ニ云々」と、同年二月十四日条にその焼損のことのみ見る陰陽寮樓鐘と⁽¹⁸⁾ぼば同様の鐘の大治二年當時大宰府に存在していたことが知られるのみで、これら陰陽寮を除く三カ所に設置された漏刻が果して本当に実体を伴うものとして機能していたものか、もし実体を伴うものとして機能していたものならば、一体何時頃迄使用されていたものなのなどということについては右にみたような限られた史料により推測する他はない。では、中央すなわち陰陽寮に設備されていた漏刻は如何であつたろうか。

『日本後紀』弘仁二年(八一一)三月己未条には

阿牟公人足授_ニ外從五位下、人足者、大安寺僧泰仙也、以_ニ工術_一聞、令_レ造_ニ漏刻、積_ニ年乃成、帝嘉_ニ其巧思_一、還俗叙_レ位、雖_ニ機巧可_ニ奇、而隻辰易_ニ差、遂不_レ為_ニ用、

と當時工術を以て有名であつた大安寺の僧泰仙が漏刻製造の功を以て阿牟公人足と還俗のうえ外從五位下を授けられている。泰仙の造つた漏刻は文中に「雖_ニ機巧可_ニ奇」とあり、外從五位下が授けられているようになり巧妙な構造を有するものであつたと考えられるが、実用はされなかつたようである。しかし、複雑巧妙な構造を有する漏刻の実用に供されない迄も、その漏刻が実際に機能し、また昼夜四十八刻制の基本となる時刻を計ることのできる漏刻を製造する知識・技術の存したことは認

め得るのではなかろうか。『文徳実録』天安二年（八五八）五月癸亥条には

癸亥、陰陽寮率_ニ漏刻博士等_ニ、於_ニ侍従殿_ニ、始置_ニ漏水_ニ、糺_ニ院外漏刻之誤_ニ、但無_ニ金鼓_ニ、

と院外漏刻の誤りを糺すために陰陽寮が漏刻博士を率い、初めて漏水を侍従殿に設置している。「漏水」すなわち本来の水時計である漏刻を以て糺す「院外漏刻」とはどのようなものであつたろうか。果して、それは私用に供されていた簡易な漏刻を指したものであろうか。あるいは漏刻以外の何等かの計時器具を指すもの、すなわち時計の代名詞として使用されていたものでもあつたろうか。それはともかく、院外漏刻の誤りを糺すために侍従殿に置かれた漏水は早くもその目的を果したらしく、同五月辛未条には「侍従殿漏刻從_ニ停止_ニ」とあり、侍従殿漏刻は停止されている。また、『三代実録』天安二年（八五八）十月八日乙未条には「是日、夜陰陽寮漏刻盛_ニ水銅器自鳴一聲_ニ」と漏刻の水を盛る銅器自鳴のことが怪異として記されているが、さらに『日本紀略』天徳四年（九六〇）十二月二十五日条には「今日、冷泉院内内豊候所西壇下、新作_ニ片庇_ニ、移_ニ漏刻・金鼓等_ニ也」とあり、内裏の焼亡に伴い冷泉院内の内豊候所西壇下に片庇を新たに作り漏刻や金鼓などを移したことがみてている。これは陰陽寮に設備されていたものを天皇の遷御とともに移し置かれたものであろうか、あるいはまた内豊候所内候である殿上春興殿に_ニはその当初より時奏のための「漏刻・金鼓等」が設置されていたのであらうか。とすれば、中央に於ける漏刻については複数の存在を考えねばならない。⁽¹⁹⁾

ところで、行幸に際しては漏刻博士や守辰丁などが供奉し漏刻もこれに従い持ち運ばれていた。⁽²⁰⁾『吏部王記』承平二年（九三三）十月二十五日条には

廿五日、天子與_ニ皇太后_ニ同輿、臨_ニ幸鴨河_ニ修_ニ禊、（中略）次陰陽寮と朱雀天皇の賀茂川行幸に当つて漏刻の伴われたことがみえ、また天慶九年（九四六）十月二十八日条には

廿八日、與_ニ前斎王_ニ立_ニ車_ニ二条路_ニ見物、（中略）天皇幸_ニ鴨河_ニ、鹵簿_ニ服色如_ニ承平二年_ニ、（中略）不_レ領_ニ行漏器_ニ、々別在_ニ御後御膳具列_ニ、甚違_ニ式也、

とあり、村上天皇の賀茂川行幸に際し、漏刻の陰陽寮により領行せられていないうことが注意されている。このことは、漏刻が必ずしも時刻を知る必要からのみ行幸に伴われるようになつたものではなく、威儀を整えるという意味合いをも含んで伴われるようになったものと考えられるのである。そこには、原則として一日の時刻を正確に規定する漏刻は天子の居住する中央にのみ存するもの、それは常に天子の傍らに備るべきものとする中国以来の思想を背景としたものであつたろう。それ故、漏刻は行幸にも伴うものとして規定されていたのであり、大宰府や陸奥・出羽等の辺境に於いて時刻の報知とともに中央すなわち天皇の威儀を示すもの、化外の民をして時を知らしめるものとして例外的にその設置が認められていたものと考えることができるのではないだろうか。『本朝世紀』長保元年（九九九）三月十六日己巳条には

是日、有_レ行_ニ幸東三条院_ニ、（中略）巳三刻、御_ニ於院_ニ、其儀式并御儲甚神仙也、件院西門外立_ニ七間帳_ニ為_ニ左衛門陣_ニ、々内南腋立_ニ五間帳_ニ為_ニ陰陽寮_ニ、備_ニ時刻其側_ニ、

と一条天皇の東三条院行幸の場合には東三条院の西門外に設けられた五間の帳の範囲を陰陽寮とし、その側に漏刻を設置したことがみえている。このような行幸の場合、漏刻の他に時刻報知のための「持行漏刻鼓」、さらにはそれらを安置する台として半櫃などの持ち運ばれていた

ことは、鳥羽天皇の石清水八幡宮行幸に伴う用途を請う永久五年の陰陽

事一也、

寮申文⁽²²⁾により明らかである。また『永昌記』天治元年（一一二四）四月

二十三日条には

廿三日、天晴、伊勢初斎宮禊日也、（中略）次漏刻器、今日不見、可と尋、行鼓漏刻と行鼓のみえなかつたことが記されている。これによれば、漏刻は斎宮御禊などの場合にも威儀を整える道具として伴われるべきものであったことが考えられるのであり、一部にその威儀を整えるという性格を有する漏刻の一層の儀式化・形式化

の計られた姿がうかがわれる。賀茂祭に於ける行列の次第を記した『中右記』元永元年（一一一八）四月二十一日条には

廿一日、癸酉、天陰小雨、賀茂祭也、（中略）長官・漏刻・御輿・次官・判官等、

とみえ、また『長秋記』大治四年（一一二九）四月二十五日条には

廿五日、癸酉、晴、賀茂祭也、（中略）次漏刻、次御輿、

とあり、斎院御禊の行列の次第を記した『中右記』大治四年四月十九日条にも「漏刻」の語がみえ、行幸ばかりでなく斎院の御禊などの場合にも漏刻の伴わっていたことが知られる⁽²³⁾。さらに、漏刻はその威儀を整えるという性格からか、譲位の場合に行われる劍璽渡御などの行列の次第

を記したものにも供御の雑器としてその名をみることができる。三条天皇の御譲位のことを記した『小右記』長和五年（一一一六）正月二十九日条には

廿九日、甲戌、（中略）陰陽寮取漏刻具、内監持時簡・机等從^レ之、

とみえ、また『左經記』寛仁元年（一一一七）十二月二十七日条には

廿七日、辛卯、（中略）今日未起、令レ移^ニ右近陣上達部座於左近陣、令レ運^ニ置漏刻具、鈴印鑑等辛櫻^一、（中略）是依^ニ明年御元服

とあって、後一条天皇御元服の準備として漏刻具や時簡の移動が行われている。このように、平安時代も中期以降に於いては漏刻は計時器具としての実際的な機能よりは、鈴印などとともに天皇の権威を象徴するものとしての儀式的・形式的存在として強く意識されるようになったことが考えられるのである。勿論、右のような性格も一日を規定する時刻を正確に計る器具であるという、漏刻本来の機能・性格を前提としてのものであったことはいう迄もないことであろう。

ところが、『百鍊抄』の保元二年（一一五七）十一月十三日条には断片的な記載ではあるが「西冠被^ニ置^ニ漏刻器、年来斷絶事也」と近年断続していた漏刻を再び計時のために設置したことを示すと考えられる記載をみることができ。『百鍊抄』の記載を右のように解することが許されるならば、それは計時器具としての漏刻に本来みられる管理上の困難に加えて、前述のような漏刻を天皇の権威を象徴する儀式的・形式的存在とみる意識が強く働いた結果、この保元二年より以前のある時期に於いて漏刻が実際には使用されなくなつたことを意味するものと考えられるのであり、前掲のように行幸あるいは賀茂祭などの行列の次第を記したものにその名をみることができるからといって、必ずしも漏刻が本来の計時器具としての実体を伴うものとして機能し、あるいは使用されていたことを示すものではなかろう。従って、そこにはさらに進んで漏刻に代るより簡易な計時器具の使用・存在を考える余地の存することが十分にうかがわるのである⁽²⁴⁾。

三、漏刻に代る計時器具

当時に於ける唯一の公的計時器具であった漏刻や守辰丁は、奈良・平安の両時代を通じ、陸奥・出羽両国その他には公的に設備されていない。

しかし、他の一般の諸国に於いても何等かの計時的方法の利用されたことは明らかである。出雲国計会帳の節度使符の天平六年（七三二）⁽²⁵⁾三月二十五日条には「一、廿五日符壹道、置烽期⁽²⁶⁾日辰放烽試互告知知隱岐相共試狀」とあり、符の内容が出雲・隱岐両国の間で互に試烽の日時を期し放烽せよというものであったことが知られる。また『続日本紀』には大赦される時間的範囲を示すために使用された「和銅七年六月廿八日午時已前」・「養老二年十二月七日子時已前」・「天平十二年六月十五日戌時已前」⁽²⁷⁾等の時刻に関する記載をみることができる。大赦などの場合には本来「昧爽以前」等の自然条件によって誰もがその時刻を知ることのできる語が多く使用されるべきものであり、また事実使用もされているのであって、このような十二辰に基づく時刻の記載は、一般に於ける時刻法に関する知識のかなりな程度の普及を前提としなければならない。『続日本紀』宝亀十一年（七八〇）六月辛酉条には「伊勢国言、今月十六日己酉巳時、鈴鹿関西内城大鼓一鳴」とあり、また天応元年（七八一）三月乙酉条には

乙酉、美作國言、今月十二日未三點、苦田郡兵庫鳴動、又四點鳴動
如^レ先、其響如^レ電霆之漸動^レ、伊勢國言、今月十六日午時、鈴鹿關
西中城門大鼓、自鳴三聲。

とあって、それぞれ怪異として兵庫の鳴動や大鼓自鳴のことがその起つた時刻とともに報告されている。美作国の場合などは「未三點」あるいは「四點」の様に一辰刻の細分時刻である「點」迄記されており、當時美作国に何等かの計時器具の設備されていたことは明らかである。⁽²⁷⁾

正倉院文書中には前掲の計会帳の他にも「午一点」「巳四点」「未三点」等の時刻を記載する文書が多数みられる。このような時刻を文書に記載するためには、身近な場所に何等かの計時器具を必要とするものと考えられるが、これらの文書の多くが造東大寺司に関するものであるこ

とを考慮すれば、東大寺などに漏刻に代る何等かの計時器具の設備され、利用されていたことが推測される。勿論、平城京に於いて時刻報知のために擊たれる鐘鼓の声が東大寺迄届かなかつたなどと考るものではないが、これらの時刻を記載した文書からは、昼夜四十八刻制のかなり具体的な形を以て人々の間に使用されていたことが知られるのであり、このような具体的な昼夜四十八刻制の使用が単に陰陽寮所管の漏刻に基づく時刻報知によつてのみ形成されたものとは考え難い。⁽³⁰⁾そこにはやはり漏刻に代るべき何等かの計時器具の使用が推測されるのである。このように、奈良時代に於いては、時刻報知の行われていた宮城内は勿論、漏刻の原則的に設備されていかつたと考えられる諸国にあつても、漏刻あるいはこれに代るべき何等かの器具あるいは手段の使用を考えざるを得ないのであるが、それは平安時代に於いても同様の状況にある。⁽³¹⁾

例えば、貞觀十三年公的に漏刻の設備された出羽国の場合は、『日本紀略』天長七年（八三〇）正月癸卯の条に「出羽国駅伝奏云、今月三日辰時、大地震動、響如^レ雷霆」とあり、漏刻の公的に設備される四年程以前、すでに災異がその「辰時」などの起つた時刻とともに報告されている。そして、この場合のように火災・地震あるいは怪異等を報告する文中には必ずといつてよい程、その災異の生起あるいは発見の時刻が明瞭に記されており、それら災異生起の場所も区々であつて、決して当初より時刻制度に関する知識や何等かの計時器具の存在の推測される国衙地域に限られるものではない。また、淳和太上天皇崩御の事を記す『続日本後紀』承和七年（八四〇）五月癸未の条には「始自^レ九日未四鼓」と日時を限つた上で五畿七道の諸国に於ける国郡官司の素服着用、府前挙哀が令せられている。天仁三年六月に賀茂家栄により勘申された任国雜事日時勘文には、任国下向に当つての「出門日時」以下「初參⁽³²⁾

国分寺「日時」に至る迄の九種に亘る事柄についての日時が記されており、そこには公的に設備されたものではないにしても、漏刻あるいはそれに代るべき何等かの計時器具の存在を推測せざるを得ない状況が存する。

ところで、定時法に基づく昼夜四十八刻制などは別に、奈良時代以来寺院などに於いて不定時法に基づく六時の使用されていたことが知られている。六時は一昼夜を日没以下の六つの時刻に分けたものであるが、『小右記』長和五年（一一〇一）六月二日条に「余早出、諸卿未_レ帰出之前」とある。六時頃に該当すると考えられるから、平安時代の日記などに多く「曉鐘」「鶏鳴鐘」「鳴鐘」など種々の名称を以てみえるものも恐らくはこの後夜を報ずる鐘を指していったものではなかつたろうか。『中右記』大治五年（一一三〇）十一月二日条には

二日、殿下給御消息云、来四日行幸之間可□物少々置籠五条坊門倉一也、而去廿七日夜燒亡、火未消、曉鐘槌畢、件穢自_レ件廿七日可_レ計歟、將又從廿八日火消可_レ計歟、
とあり、「曉鐘槌畢」を以て昨今の境界としている。この曉鐘が後夜を報ずる鐘を指していくたものと認められるなら、不定時法である六時を報知するものとして寺院に於いて撃たれた鐘の中でも右の曉鐘、すなわち後夜の鐘は一日の境界を示し、また夜明けを告げるものとしてかなり重要な役割を果していたものと思われる。

『權記』の寛弘五年（一一〇八）九月二十五日条には

廿五日壬午、此夕女人有_レ「惱氣」、疑在_レ「產事」、仍初夜間許、為_レ向_二慶円僧都赴_レ妙法蓮華寺、而聞_レ候_二「内之由」、到_二一条路邊、令_二左近府生重隣_二取_レ案内、子時螺吹後、僧都被_レ出、同載歸加持、
とあり、寺院に於いて六時を報知する鐘とは別に、子時などの十二辰刻

を報知するものとして法螺が使用されている。源信の寛弘四年七月三日靈山院釈迦堂毎日作法には「卯螺後御粥」・「巳螺後御時」等の記載があり、また法成寺に於ける仁王会の事を記す『春記』永承三年（一一〇四八）五月七日条にも

七日甲辰、天晴、今日於_二法成寺_一行_二仁王会_一日也、（中略）又音樂等已亂、如_二音_一等子_二、可_レ謂_二濫次_一歎、此間晚鐘紅螺之音已亂_二音樂_一、又已及_二昏黑_一、全無_二興意_一、

と「晚鐘」と並んで法螺のことがみえている。⁽³⁶⁾

さらに、時は少し降るが久安三年（一一四七）六月に於ける鳥羽・崇徳両院の比叡登山の事を記す『台記』には「吹_二丑螺_一後」あるいは「丑螺後」の語がみえている。⁽³⁷⁾従つて、法螺による時刻報知が十二辰刻のすべてにわたり行われていたか否か明らかではないが、右に掲げた源信の「靈山院釈迦堂毎日作法」や『權記』・『春記』・『台記』等の例、あるいは『蜻蛉日記』に「初夜をこなふとて、法師そそげば、戸おしあけて、念数するほどに、時は、山寺、わざの貝、四つふくほどになりたり」とあり、その法螺の吹かれれる数により時刻を知っていることなどを考慮すれば、やはり六時などとは別に十二辰刻のすべてにわたり時刻を報知するものとして、使用されていたことが考えられる。

これら寺院に於ける時刻報知は如何なる器具あるいは手段に基づくものであつたろうか。中国に於いては古く漏刻や日晷などとともに、香篆あるいは煙篆などと呼ばれる香時計の使用されていたことが知られている。この香篆と呼ばれるものは湿度などによってその燃焼が左右されるなどの欠点はあるものの、その製作が簡便であるという理由から少なくとも南北朝頃には私用に供されていたことが考えられるのであり、唐や宋の時代に於いても夜間の時刻を計るものとして私用に供されていたものようである。⁽³⁸⁾時代は遙かに降るが、日本に於いても江戸時代には香

篆などと同様の機能を有する常香盤と称される香盤の使用されていたことが知られている。従つて、この香篆が大陸との交渉を通じて我が国に輸入され私用に供されていたことは十分に考えられることであり、それが香を使用するものであることを考えれば、寺院に於ける利用が強く推測される。嘉禄三年（一二二七）二月とかなり時代は降るが『金剛寺文書』に収められる「学頭講師等連署二季伝法会置文⁽⁴¹⁾」には「右百八鐘間可⁽⁴²⁾有⁽⁴³⁾參会、若香一寸間歟」と法会に当つては「百八鐘⁽⁴⁴⁾」の間に参會すべきことが規定されている。この百八鐘は註に「若香一寸間歟」とあることにより知られるように、ほぼ香一寸の燃える時間に等しいものであった。そこには寺院に於いて時刻・時間を香の燃焼した長さにより知ることの行われていたことがうかがわれるのであり、寺院に於ける六時などの時刻報知の基本となつたものが香篆や常香盤、あるいは今日でもなお東大寺に於いて使用されているという、時香盤などと同様の機能を有する香時計ではなかつたかと推測されるのである。さらに降つて建武五年の石清水八幡宮注進案には行法具足として「銅香盤三、⁽⁴⁵⁾漆⁽⁴⁶⁾不⁽⁴⁷⁾断⁽⁴⁸⁾料」の記載がみえ、また若宮經所の具として「不斷香盤、銅⁽⁴⁹⁾」とある。この銅製の不断香盤に後の常香盤のような機能・性格を求めることが許されるならば、右に述べたような寺院に於ける六時や十二辰刻の報知は、このような香盤に基づきなされたものと推測されるのである。そして、『栄花物語⁽⁵⁰⁾』に法成寺阿弥陀堂の様子を記して「母屋の中の柱のもとに、時知る具ども置かせ給へり」とある「時知る具」もまた、右のような香時計を指していつたものではなかつたかと推測されるのである。

おわりに

時計により示される時刻や時間は、人々の生活にとって非常に身近なものであるとともにまた重要なものもある。我々は自らの腕に時計を

括りつけ、時に追われる如く生きる。しかし人々が時計を始め、時刻や時間について考えることは非常に少ないのでないだろうか。そして、我々の生活を制約している時刻・時間が如何なる歴史を有するもののかなどということについては、今日我々が時計や時刻法にあまり頼着しないのと同様に、それがあまりにも身近な存在であるが故に、改まって考察の対象とされることはない。人々の生活を直接あるいは間接に制約する時刻や時間の非常に身近であり、身近であるが故に特に意識されないという性格は、奈良・平安の両時代を通じてその史料に見られる時刻や時間に関する記載が、一体如何なる計時 の方法によつているのかといふ、単純で素朴な疑問に対してもまた大きな障害となつて存在する。小稿の目的とするところは、その基本となる時刻法の起源及び奈良・平安の両時代に於ける漏刻の実体の発明にあつた。記録や文書に見られる時刻・時間に関する記載が一体如何なる根拠を有するものなのか、それは如何なる計時 の方法・手段に基づくものなのかということの解説である。しかし、右のような史料上の制約もあり、小稿は推測を重ねるばかりで、ここに改めて結論として記すべきものを持たない。ただ最後に、小稿に於いて比較的明確にすることを得たと思われる若干の事柄について、今一度左に確認して擱筆することとしたい。

我が国独自の時刻法である昼夜四十八刻制は、齊明六年当時皇太子であつた天智天皇により造られた漏刻に起源を有するものであり、その時刻法に於ける四十八といふ数は、中國に於いて漏刻に使用されていた漏箭の数に示唆を得るとともに、夙くより我が国に定着していた十二辰刻への配当に於いて、昼夜百刻制に比し容易であるということに注目して考案されたものと考えられる。

大宝律令の成立により確立されたと考えられる我が国の時刻制度については、その施行の当初より漏刻が設備されていたのは中央に於ける陰

陽寮を除けば大宰府のみであつて、その他の諸国にあつては国史にその設置記事のみえる陸奥・出羽の両国を除き、原則として公的計時器具である漏刻は設置されなかつたものと考えられる。それは律令国家が本来漏刻は中央以外には存在しないということを前提として、令条に時刻関係の制度を規定していることに由来するものと考えられる。

平安時代に於いては、計時器具としての実際的機能に加えて漏刻を鈴印などとともに天皇の権威を象徴する、儀式的・形式的存在とみる意識の強く働いていることが推測され、このような当時に於ける意識と本来漏刻にみられる管理上の困難、そして技術者としての性格を失い陰陽師などと同様の性格を有するに至つた漏刻博士の性格の変化等が、漏刻の性格に大きな影響を与えていたこと、すなわちより簡易な計時器具への実質的計時機能に於ける転換の行われた事が考えられるとともに、当時の唯一の公的計時器具であった漏刻の原則的に設備されていなかつたと考えられる地域に於いても、より簡易な漏刻あるいは漏刻に代るべき何等かの計時器具の使用されていたことが考えられる。また当時に於ける時報の機能を果すものとしては、陰陽寮による時刻報知の他に、不定時法に基づく寺院に於ける「六時」の報知がかなり重要な機能を果していたと考えられるが、これら寺院に於ける時刻報知の基本となつた計時器具が香の燃焼した長さによりその時刻の推移を知る香時計であり、この香時計こそが漏刻に代るより簡易な計時器具ではなかつたかと推測されるのである。

〔注〕

(1) 同条には「又皇太子、初造漏刻、使^レ民知^レ時」とあり、大化改新以来の国家体制整備の気運を背景として、新たに時刻制度の基本となる漏刻の創造されたことが知られるが、さらに『書記』天智天皇十年（六七一）夏四月丁卯朔辛卯の条には

置^レ漏刻於新臺、始打^レ候時、動^レ鐘鼓、始用^レ漏刻、此漏刻者、天皇為^レ皇太子^レ時、始親所^レ製造^レ也云々。
とあって、齊明天年に製造された漏刻が、この天智十年に至つてかなり整備された時刻制度の一環として時刻報知のため、大津京内に設置されている。

(2) 平山清次「日本に行はれたる時刻法」（『天文月報』第五卷十一・十二号、一九一三年）、戸田吉郎「平安時代の一時法」（『文学』一〇卷一〇号、一九四二年）、橋本万平『日本の時刻制度』（『塙書房』一九六六年、増補版、一九七八年）、齊藤国治「延喜式」に於ける日出日入、宮門開閉時刻の検証」（『日本歴史』五三三号、一九九二年）等參看。なお小稿執筆にあたり、特に橋本氏前掲著書の学恩を蒙るところが多かった。ここに銘記して深甚の謝意を表する。

(3) 蔡内清「中国の時計」（『科学史研究』一九号、一九五〇年）。

(4) 広瀬秀雄「平安朝の時刻制度について」（『日本歴史』三四〇号、一九七六年）。

(5) 「無名氏漏刻經」（『古今図書集成』曆象彙編曆法典第九十九卷、漏刻部

(6) 「漢書」哀帝本紀建平二年夏六月条。

(7) 「隋書」卷十九天文志。

(8) 「隋書」卷十九天文志。

(9) 「春秋經伝集解」卷二十一、昭公五年条。

(10) 「古今圖書集成」曆象彙編曆法典第九十九卷、漏刻部芸文一參看。

(11) 広瀬博士の平安時代に於ける時刻法は徳川時代の曆面定時法と同様に実用されない「建前定時法」であるとする見解に対し、橋本万平「延喜式」の定時法」（『日本歴史』五四〇号、一九九三年）は宮中など限られた場所に於ける定時法の使用を主張している。

(12) 別論 当時に於いても幕府天文方渋川景佑の如く多数の漏箭の使用を不定時法のためと解したものもあった（廣瀬註⁴前掲論文參看）。因みに『扶桑略記』の天平七年四月辛亥条には吉備真備の伝えたものとして「陰陽曆道」と並んで「天文漏刻」の記載がみえ、真備の天文漏刻の学に通じ

ていたことが考えられないでもない。従つて、真備により当時の漏刻や時刻制度などに関する正確な知識が伝えられ、漏刻などに改良の加えられたことが考えられないでもない。

(13) 唐の律条に於ける規定に於いては、一日は明らかに定時法としての昼夜百刻制に基づき規定されている。日本に於いても右の規定が律条に存したと認められるなら、それが建前であつたとしても、基本的には陰陽寮漏刻により示される時刻により、我が國に於ける時刻が公的に規制されることを意味するものである。従つて、それが如何に建前であり漏刻の公的に設備された京城あるいは大宰府の府域に限られ、貴族社会のごく一部にのみ使用されたものであつたとしても、古代の日本に於いて定時法の使用されたことは疑い得ないところであろう。

(14) 『延喜式』卷二十二民部上大宰府及陸奥國漏刻守辰丁条、卷二十三民部下大宰府仕丁条等參看。

(15) 『三代実録』貞觀十三年八月二十三日丁酉条。

(16) 『類聚三代格』卷五加減諸國官員并廢置事。なお、この時期陰陽師は出羽国を始めとして各國に設けられているが、この設置が陰陽師本来の職掌としての吉凶の判断を主なる目的としたものであったことは勿論である。

しかし、永承三年の興福寺供養に際し、陰陽師安倍時親が北斗の天空に於ける位置により夜間の時刻を知ったように(『今昔物語』卷十二「山階寺焼、更建立間語第廿一)、陰陽師に漏刻を始めとした計時に関する知識の存在したことでもまた明らかである。それは、当時の漏刻博士が大略陰陽師などと同様の性格を有するに至つていたことからも推測される。

(17) 『類聚三代格』卷五。

(18) 漏刻鐘については、『山槐記』の治承三年六月二十二日条に「陰陽寮鐘鑄付十二神、子神在南、 如_レ此所_レ釣也、於_レ彼由緒_レ者不_レ知事也者、今日又 博士菅野季親來、問_レ寮鐘十二神向方」とあり、当時の陰陽寮鐘に十二神の鑄付けられていたことが知られる。陰陽寮鐘に鑄付けられていた十二神と十二辰刻制との間に何等からの関係が推測されないでもないが、その詳細については明らかにすることを得ない。なお、この十二神を鑄付けた陰陽寮鐘については村山修一「宫廷陰陽道の成立」

(『延喜天暦時代の研究』所収、吉川弘文館、一九六九年)・「陰陽寮の鐘と戒長寺の鐘」(『古事類苑』月報三七、一九七〇年)・「院政期の陰陽道」(『史林』五三卷二号、一九七〇年)等參看。

(19) 『禁秘抄』奏時事の条には「上古隨陰陽寮漏刻奏之云々とみえ、少なくとも上古に於いては内豎所内候に漏刻の設備されていたことは考えられない。従つて、これを内裏の焼亡に伴う臨時の措置、あるいは菊池京子氏の説かれる如く(『所』の成立と展開)「史窓」二六号、一九六八年)「漏刻金鼓」のみが殿上春興殿東に設備されていたと考えるべきである。

(20) 『延喜式』卷十六陰陽寮には

凡行幸、陪從屬已上二人率_レ陰陽師二人・漏刻博士一人・守辰丁十二人・直丁一人供奉、立_レ於右兵衛門陣後、右衛門陣前、と行幸の場合に陰陽寮などとともに漏刻博士一人、守辰丁十二人の供奉が規定されている。律令に窮われるところの原則からすれば、漏刻は行幸に伴われた後は陰陽寮に存すべきではなかろう。しかし、実際的な機能よりすれば時刻報知は必須のことであり、陰陽寮常置のものと行幸用の両様を考えておくべきかもしれない。

(21) 行幸などに於ける漏刻の随伴は、基本的には陰陽寮を構成する一部門としての性格を有するものでもあった。それは中国伝統の天子は天の子であり天の命は天文により示されるという迷信的信仰を背景として、太一陰陽五行などの思想を含み占星術としての性格を強く有しながら形成された中國古代以来の天文学を皇帝権力のもとにより密接な形で掌握するという、隋・唐太史局以来の性格に由来するものでもあつたろう。さらにそれは漏刻の、唐律に「諸玄象器物、天文図書(中略)私家不得有」(『唐律疏議』卷九職制上)とあり、あるいは養老雜令秘書玄象条に「凡秘書、玄象器物、天文図書、不得輒出」とある玄象の器物に準ずるものとして、一般に使用されることの憚られていたことを窮わせるものではなかろうか。

(22) 『朝野群載』卷第十五陰陽道。

(23) 賀茂祭に於ける漏刻については『江家次第』(卷六)賀茂祭使路頭次第

の項参看。

(24) このことは漏刻博士の性格の変化ということからも窮われる。「官人考試帳」(『大日本古文書』編年の部、卷二十四、五五二(五四四頁)にただ「能匠」とのみ注記されるような漏刻博士の単なる技術者としての性格は

早く失われ、少なくとも平安時代も中期以降に於ける漏刻博士はその名称は同様であっても、内実に於いては日時の吉凶を占つたり陰陽道の祭りを執行するなどの陰陽師と同様の性格を有する職掌となつた。

(25) 『大日本古文書』編年の部、卷一、五八六(六〇六頁)。「伊勢国計会帳」(同上、卷二十四、五四七(五四九頁))にも「酉時」「巳時」など文書の国衙に到来した時刻の記載をみると、

(26) 和銅七年六月癸未条・養老二年十二月丙寅条・天平十二年六月庚午条。

(27) これらの記載を以て、美作国や東大寺に漏刻の設備されていたことを考える見解(橋本註²前掲著書)もある。

(28) 『大日本古文書』編年の部、卷十五、一七七(一七八頁)・卷十六、四六〇頁・四五五頁。なお、今江広道「古文書と時刻」(小川信編『中古古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年)は、刻付状研究の立場から古文書と時刻の関係について考察されているが、正倉院文書についても時刻を記した多くの実例を紹介されている。

(29) 『万葉集』卷十一(二六四一)には

時守之 打鳴鼓 数見者 辰尔波成 不相毛恵

と陰陽寮による時刻の報知が歌われている。同じく卷四(六〇七)には

皆人乎 宿与殿金者 打札杼 君乎之念者 痞不勝鴨
と「宿与殿金」が詠まれている。この「宿与殿金」は守辰丁などによりされた時刻報知のための鐘声と考えるよりも、寺院などに於いて六時を報知するために擊たれたものと考えられるよりも、寺院などに於いて六時を報知するために擊たれたものと考る方が良いようと思われるが如何なものであろうか。

(30) 時刻を限定することは相互にその時刻に規制されることであり、そこには双方が共通の時刻制度に立脚することが前提とされるものであり、「一方にのみ計時器具が設備されていたからといって、それで済むものではなかろう。従つて、そこには相互に限定された時刻を知るべき何等かの手段・

方法の存したことが推測される。

(31) 拙稿「平安時代古記録と時刻について」(『日本歴史』五四三号、一九九三年)参看。

(32) 『朝野群載』卷第十五陰陽道。

(33) 『黒谷上人語燈錄』(卷第三)には「礼讚時剋」として

一禮讚時剋

日没申時 初夜戌時 中夜子時 後夜寅時

晨朝辰時

日中午時

とあり、また証空の『往生禮讚要義紙觀門義鈔』(卷第一)にも

日没・晡時ノ異名申ノ時也、初夜ハ隔テ、酉ヲ、戌ノ時也、半夜ハ隔テ、亥ヲ、子ノ時也、後夜ハ隔テ、丑ヲ、寅ノ時也、晨朝ハ隔テ、卯ヲ、辰ノ時也、是レ食時也、日中ハ隔テ、巳ヲ、午也、

とみえている。

(34) 『帥記』承暦四年閏八月十四日、『水左記』承暦五年十二月三日、『後二條師通記』寛治四年正月十三日、『中右記』嘉保元年十二月十一日・長治二年十一月十四日・保延二年三月十七日、『長秋記』大治二年十一月四日・同四年八月一日・同五年九月十四日・保延元年八月十五日、『台記別記』仁平元年八月十日、『兵範記』仁安二年九月二十七日条等参看。

(35) 『来迎寺文書』(『大日本史料』第二編之十一、寛仁元年六月十日条、『平安遺文』補二六三、靈山院過去帳)等参看。

(36) この「晩鐘」はその法成寺仁王会のことを述べる記事中にみられることなどから推して、やはり六時を報知するものであろう。ところで、六時と後の時間を持つものと考えられるが、それは不定時法故に自然時点としての日入・日出・正午を基準としていたものと推測されるのであり、前述の晩鐘すなわち後夜の鐘は日出を基準としてそれ以前の晩頭・晩景頃に擊たれたものではなかつたろうか。とすれば、ここにいう「晩鐘」はその前後の記載から日の鐘を指したものと解される。

(37) 『台記』久安三年六月十七・十八・二十一・二十三日条。

(38) 「わざの貝、四つふくほどになりたり」の記載に注目すれば、報知す

べき時刻により法螺の吹かれる数に差異の設けられていたことが窺われる

のであり、初夜を戌時を中心としてその前後の時間と解すれば、その「貝、

四つ」という数と延喜陰陽式にみえる「諸時擊鼓」の規定との間に何等か

の関係の存したことが推測される。すなわち、「諸時擊鼓」の規定によれば

「巳亥四下」と鼓の四回擊たれる時刻は巳時と亥時である。とすれば、

「貝、四つ」は亥時を報知するものではなかつたかと推測されるのであ

る。それは、『枕草子』(二九〇)の記載により明らかなく、當時すでに

諸時擊鼓の規定に基づき擊たれる陰陽寮漏刻鼓の数により時刻を「子九

つ、丑八つ」などと称することの、人々の間にかなり行われていたことと

揆を一にするものであろう。

(44) 『石清水文書』卷一、五二。
(45) 『栄花物語』卷十八、玉の臺。
(46) 『禁秘抄』の奏時事の条には「上古隨陰陽寮漏刻奏之、近代指計藏人仰之」とあり、上古と近代の行事の間に差異のあつたことが述べられているが、その文中にみえる「指計」の語が漏刻の刻みを数えることなく、香の燃えた長さを指し計るの意であるとすれば、當時すでに漏刻の実用されていなかつたことは明らかである。しかし、「指計」の語のみから右の如く考えることは無理があるようにも思われる。記して後考を俟つことにする。

(39) 註5前掲「無名氏漏刻經」、藪内氏註3前掲論文等参看。

(40) 香時計の構造・使用法などについては、岡田章雄「漏刻と時香盤」(『日本歴史』二五九号、一九六九年)、進士慶幹「香時計」(『日本歴史』二七二号、一九七一年)・「時香盤と八百屋お七」(『日本歴史』二九七号、一九七三年)・「時香盤と常香」(『日本歴史』三〇〇号、一九七三年)等参看。

(41) 『金剛寺文書』五五・『鎌倉遺文』三五七九。

(42) その目安となる「百八鐘」に関連して推測するなら、その「頻報」と表現される六時を報知する各鐘はこの場合と同じくそれぞれ百八づつ擊たれたものであろう。橋本氏も挙げて居られる『世鏡抄』(下、第卅二、鐘撞之事)には

第卅二、鐘撞之事

鐘撞ハ寺行者也、行者ナレハ法師也、入逢百八念佛、初夜百八案心、後夜百八小呪、晨朝百八百八煩惱ヲ滅ン為也、一數不足無間地獄可レ墮、晚鐘ハ東門鐘之音ヲ聞テ、則地水火風空驚有情結縁也、

とみえている。

(43) 朝比奈貞一「時計」(『日本科学技術史』所収、朝日新聞社、一九六二年)には、正倉院御物の一に香印(香を練つて印文をつくり、その一端から焼香して仏に供養する)の押型であると考えられている容器の存在することが和田軍一氏の談として述べられている。